

No.	日付	質問者				文章	質問・意見・修正
			頁	項	行		
1	6/21	事務局	0		7	哀惜の念に堪えない	【意見・修正】「哀惜」とは、主として、人が亡くなった場合に使われる言葉のようです。修正しますか？ そもそも、この前文が必要なのかどうかということもありますが。
2	6/21	事務局	8	4、5(4)、6		事実認定の文章全般	【意見・修正】事実認定の根拠となる資料番号（第●回資料●など）について、4の事実認定では第1回検証会資料10、11を大まかに引用し、6の検証で適宜、資料の該当部分をより詳細に引用するという整理でよいでしょうか？ 5（4）で事実認定の根拠となる資料を記載・添付する予定ですが、何を報告書に添付しますか？（別紙資料確認表）
3	6/21	道路保全課	17	5(6)(b)	2	<p>応急措置により市が撤去した土砂等に含まれる廃棄物の量は、令和5年1月末日時点で約2,844m³中129.3m³（約4.5%。数量は不明だが撤去した土砂等の中には全壊家屋2軒分の解体廃棄物も含まれるため、実際に搬入された土砂中に含まれていた廃棄物の割合はさらに低いと考えられる。）の割合であり、その主な種類は「がれき類」「木くず」「廃プラスチック類」「金属くず」である。</p> <p>なお、「木くず」については、外部から投棄されたもの以外に、本件伐採により元々本件土地等に生育していた立竹木が風化したものを相当程度含むと推認される。</p>	<p>【修正】1月10日→1月末日に修正しました。</p> <p>【修正】2,200m³→2,844m³に修正しました。</p> <p>【修正】60m³→129.3m³に修正しました。</p> <p>【修正】2.7%→4.5%に修正しました。</p> <p>（別紙廃棄物処理関係資料参照）。</p> <p>【意見・修正】搬出の際にできるだけ分別しているものの、コンクリート片や石膏ボード等が盛り土に含まれていたものか、倒壊家屋のものか判別は困難。</p> <p>→市で確認、分析し、第6回検証会で説明した上で、どのような表現とするか委員にご検討いただく。</p>
4	6/21	道路保全課	23	6(1)エ	12	さらに不適切に土砂を盛れば崩壊する危険がある	【意見・修正】適切に盛られれば危険性はないので、「不適切に」と加えるのが適当と考えますがいかがでしょうか？ →沢田先生、松田先生のご意見をお伺いできると幸いです。
5	6/21	道路保全課	23	6(1)エ	16	約3,400 m ³ （実測値の堆積土量約3,800m ³ ）	【修正】43ページの表記と揃えるため加えました。
6	6/21	道路保全課	23	6(1)エ	17	本件土砂崩落直前において、合計約5,000m ³ 分（＝約3,400 m ³ ＋約1,600 m ³ ）の土砂が崩落するおそれがあったと考えられる	【意見・修正】残りの約1,600 m ³ は、いずれどこかの時点で崩落する危険があるため応急措置により除去しましたが、実際にどの時点で崩落するのは不明です。その後の降雨に左右されるところもあります。
7	6/21	道路保全課	23	6(1)エ	28	原因調査報告書(案)によれば盛り土の総量約8,100m ³ のうち平成22年までの約1,570 m ³ 分の盛り土部分（第2回検証会 資料6のNo.5-1, No.5-2部分）は「更に崩落する可能性のある箇所」に含まれていないこと	<p>【修正】1,560m³→1,570m³に修正しました。</p> <p>【質問・意見】この文章ですが、「…含まれていないこと」が平成27年5月頃に災害が発生するおそれがあった、という結論にどのようにつながりますでしょうか？</p> <p>→25頁エの記載内容について、沢田先生、松田先生のご意見をお伺いできると幸いです。</p>

No.	日付	質問者				文章	質問・意見・修正
			頁	項	行		
8	6/21	事務局	24	6(1) カ	17	上記オと同様に、停止命令の要件に該当することを示す資料がないこと	【修正】オの「本件土砂崩落前、各所管部署は、土砂の搬入量等を示す資料を有していなかった。本件土砂崩落前、土砂崩落が発生するおそれがあることを立証するに足る調査結果・分析結果を示す資料はなかったと認められる」の部分の趣旨と同様であることを補足しました。
9	6/21	道路保全課	25	6(1) 2	3	市が撤去した土砂等約2,844m ³	【修正】2,200m ³ →2,844m ³ に修正しました（令和5年1月末時点の数値）
10	6/21	道路保全課	25	6(1) 2	4	令和5年1月末日時点で129.3m ³ （約4.5%。数量は不明だが撤去した土砂等の中には全壊家屋2軒分の解体廃棄物も含まれるため、実際に搬入された土砂中に含まれていた廃棄物の割合はさらに低いと考えられる。）であった	【修正】1月10日→1月末日に修正しました。 【修正】60m ³ →129.3m ³ に修正しました。 【修正】2.7%→4.5%に修正しました。 （別紙廃棄物処理関係資料参照）。 【意見・修正】搬出の際にできるだけ分別しているものの、コンクリート片や石膏ボード等が盛り土に含まれていたものか、倒壊家屋のものか判別は困難。 一市で確認、分析し、第6回検証会で説明した上で、どのような表現とするか委員にご検討いただく。
11	6/21	道路保全課	25	6(1) 2	7	本件土地等に搬入された土砂に含まれる廃棄物の量は全体の5%程	【修正】上記と同様に修正 【意見・修正】搬出の際にできるだけ分別しているものの、コンクリート片や石膏ボード等が盛り土に含まれていたものか、倒壊家屋のものか判別は困難。 一市で確認、分析し、第6回検証会で説明した上で、どのような表現とするか委員にご検討いただく。
12	6/21	道路保全課	28 29	6(2) 2イ	19 1	・本件土地は30度程度のこう配 ・平成3年9月頃の安定こう配と比べて平成25年12月のこう配は明らかに急であって、平成27年5月には32度を超えるこう配であった	【意見・修正】「30度程度のこう配」など、より客観的な表現に修正しました。 なお「明らかに急」は比較であるため修正していません。 ※No.14と同様
13	6/21	道路保全課	32	6(2) 3-4 ア	6	面積1,000m ² 以上又は土の数量2,000m ³ 以上の盛り土	【修正】盛土を盛り土に修正しました。
14	6/21	道路保全課	32	6(2) 3-4 ア	7	当時、法面のこう配は30度を超過しており（第2回検証会 資料6、第1回検証会 資料11-3～11-7、11-11～11-13写真参照）、崩落の危険はあったと認められる。	【意見・修正】30度は安定こう配であり、応急復旧工事においても30度のこう配で工事をしております。単に「30度程度のこう配」などの表現に修正させていただければと思います。 ※No.12と同様 「崩落の危険はあったと認められる」の前に「てん圧等の造成がされていないことも考慮すると」などを追加工事ですか？ 一沢田先生、松田先生のご意見をお伺いできると幸いです。

No.	日付	質問者				文章	質問・意見・修正
			頁	項	行		
15	6/21	道路保全課	32	6(2) 3-4 イ	17	…本件土地に居合わせた土砂搬入業者、…	【質問・意見】実際には、天竜土木が立入した時には土砂搬入業者は居合わせておりませんでした。本来、立入をするまでに産廃対策課と情報共有するなどして土砂搬入業者に立ち会ってもらおうということが望ましい、といった意味でしょうか？
16	6/21	道路保全課	33	6(2) 3-4 エ	全文	上記のとおり「残土捨場」という看板が撤去された事情はない。本件土地所有者が土砂を搬入しない旨を述べていたとしても、本件土地に土砂が搬入されるおそれがあったと認められる。天竜土木整備事務所において、継続的に本件土地に土砂が搬入されていないのかを確認するのが望ましい対応であった。	【意見・修正】たまたまではなく、自発的に継続して確認していくべきだったという趣旨だと思いますが、一応4か月後に現地を確認していることもあり、「望ましい対応であった」としてはいかがでしょうか？
17	6/21	道路保全課	35	6(2) 4-2 ア	4	平成25年12月から平成27年5月までの間の盛り土の増加量は約1,530㎡であった。平成26年10月の情報提供や平成27年3月の時点でも看板が撤去されていなかったことも踏まえると、盛り土は継続的に行われていたことが認められる。	【意見・修正】細かいようですが、増加量の調査はH25.12～H27.5の期間ですが、この情報だけですとH26.11時点で1,530㎡に達して、それ以降に搬入されていない可能性も否定はできないと思います。継続性を認定するのであればこの一文を入れておくとよいと思いますがいかがでしょうか？
18	6/21	道路保全課	35	6(2) 4-2 イ	5	平成27年3月18日、産業廃棄物対策課職員より「 <u>残土捨場</u> 」という看板があるという情報を受けて	【修正】資料により食い違いがありますが、当時作成された資料に基づく、廃棄物の投棄の情報ではなく看板がある旨の情報提供とした方がよいと思います（第1回資料11・A-3）
19	6/21	道路保全課	35	6(2) 4-2 イ	21	…少なくとも4か月以上継続的に土砂が搬入されていた事実を認識していたといえる	【意見・修正】細かいようですが、情報は得ていましたが、この時点ではそれが事実であるのか確認できているわけではありません（土地所有者も搬入を認めていないため）。「少なくとも約4か月の間に2回土砂が搬入されているという情報を得ていた」くらいの表現が穏当と思いますが、いかがでしょうか？
20	6/21	道路保全課	35	6(2) 4-2 イ	22	天竜土木整備事務所は平成26年11月までに搬入されていた土砂に加えて更に土砂が搬入されたことを認識していたのであるから	【意見・修正】同上。「搬入されているという情報を得ていた」くらいの表現が穏当と思いますがいかがでしょうか？
21	6/21	道路保全課	36	6(2) 4-2 イ	9	「元の地山の状況が分からなかったことから、 <u>実際の盛り土量をその場で想定するのは困難であった</u> 」	【修正】大きく意味は変わりませんが第1回資料11-29・C-1の文言に合わせました。
22	6/21	道路保全課	36	6(2) 4-2 イ	13	「残土捨場」という看板を設置して、本件土地の隣地に居住している本件土地所有者が土砂を搬入した業者を一切知らないという回答は不自然かつ不合理であって、本件土地所有者の回答は信用性に欠けるものである	【修正】脱字を修正（知らないという回答は） 【修正】本件土地所有者の回答が信用性に欠けるものである、ということが明らかになるよう、修正しました。

No.	日付	質問者				文章	質問・意見・修正
			頁	項	行		
23	6/21	道路保全課	36	6(2) 4-2 イ	16	天竜土木整備事務所は継続的に相当期間土砂が搬入されている情報を受けていた	【意見・修正】 H26. 11に1回目の土砂搬入の通報、H27. 3に2回目の土砂搬入の通報があったことを以て「継続的に相当期間」搬入されていたと認定しているという理解でよいでしょうか？ 「約4か月で2回にわたり」などに修正してはいかがでしょうか？
24	6/21	事務局	38	6(2) 5-1エ	24	なお、一般に法的な過失責任における予見可能性の判断は行為者（北部都市整備事務所職員）が認識していた事実によって判断されるものではない。本検証は、過失責任の判断における予見可能性を検討するものではない	【意見】 報告書全体を通じて、職員の過失の予見可能性を検討するものではないことについて、14頁5(1)の末尾に、「また、過失の予見可能性を検討するものでもない」と続けてはいかがでしょうか？
25	6/21	道路保全課	40	6(2) 6-1 イ	25	令和3年12月23日又は24日	【修正】 第1回資料11-30・C-1の表記に合わせました。
26	6/21	道路保全課	41	6(2) 6-1 イ	27	道路台帳地形図（第1回検証会資料6-24、7-2参照）を確認し、また、天竜土木整備事務所は同部署内で本件土地への土砂搬入に関する従前の対応や、関連部署に対して資料を取り寄せるなどして本件土地等への土砂搬入の経緯（3-1～5-2参照）を確認することが望ましかった。	【意見・修正】（敢えて記載の順番にこだわりはないのかもしれませんが）危険性の認識が無く、在籍している職員が過去の経緯を知らない状況ですと、署内の確認から始めると「知っている人がいませんでした」で終わってしまい、情報の深堀に至らないのではないかと想像します。本件において情報を深堀できる順番があるとすれば①地形図の確認で盛り土されている可能性・集水地形の認識を持つ⇒②危険性の認識が増すので在籍職員だけでなく捜索の幅を広げてみる、という順番になるのではないかと想像します。委員のお考えとしてはいかがでしょうか？もし同じように考えられるのであれば順番を入れ替えて記載してはいかがでしょうか？
27	6/21	道路保全課	43	6(3) ア	10	平成3年9月から平成25年12月までの間の土の増加量約3,100㎡のうち約1,900㎡分	【修正】 約1,890㎡→1,900㎡に修正しました。
28	6/21	道路保全課	43	6(3) ア	14	平成25年12月から令和3年12月までの間の本件土地等における土の増加量は4,990㎡程	【修正】 約4,994㎡→4,990㎡に修正しました。